二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	3,700
（略）	（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	74,590
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	7,810
（略）	（略）

第二～第九　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	3,900
（略）	（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	77,940
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	8,160
（略）	（略）

第二～第九　（略）

○国土交通省告示第六百八十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月十日

国土交通大臣　金子　恭之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1742	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）麹町山王マンション建替計画」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級	麹町山王マンションマンション建替組合	東京都中央区八重洲一丁目４番16号東京建物株式会社内	令和８年５月25日

○国土交通省告示第六百八十二号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第十一項の規定に基づき、船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月十日

国土交通大臣　金子　恭之

船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する告示

（船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部改正）

第一条　船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示（平成四年運輸省告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその一部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里の円内の水域から構成される水域とする。	船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里の円内の水域から構成される水域とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
（削る）	四　北緯四十一度四十四分四十七秒東経百四十度四十二分三十七秒の地点
四・五　（略）	五・六　（略）
（削る）	七　北緯三十九度十六分二十五秒東経百四十一度五十三分二十秒の地点
六・七　（略）	八・九　（略）
（削る）	十　北緯三十五度四十四分二十四秒東経百四十度五十一分二十七秒の地点
八～十三　（略）	十一～十六　（略）
（削る）	十七　北緯三十三度三十六分三十五秒東経百三十三度三十一分三十秒の地点
（削る）	十八　北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点
十四～十七　（略）	十九～二十二　（略）